

相模原市農業委員会第10回会議議事録

開 会 日 時 令和7年12月25日 午後1時35分

閉 会 日 時 令和7年12月25日 午後2時05分

開 催 場 所 市民会館3階 第1大会議室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	⑪	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席11番

議席10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第52号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第53号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第54号	農用地利用集積等促進計画の要請について
7	議案第55号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
8	議案第56号	相模原市農業委員会事務局における総務事務に従事させる職員の併任等に関する規程について
9	報告第53号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
10	報告第54号	農地所有適格法人の報告について
11	報告第55号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
12	報告第56号	農地造成工事の施工承認について
13	報告第57号	非農地証明書の発行について
14	報告第58号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
15	報告第59号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

それでは、ただいまから、相模原市農業委員会第10回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

また、17番檜島真委員より遅刻の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、10番菱山喜章委員、11番齊藤嘉之委員を御指名いたします。

傍聴者はありませんので、引き続き、進めます。

日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告をいたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年11月28日から令和7年12月24日までの主な会務につきまして、報告をさせていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

12月17日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告10件となっております。

同日、農業会議理事会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和7年度補正予算の承認についてほかでございます。

続きまして、市関係でございます。

11月28日、農業委員会第9回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

12月12日に本庁地区、12月15日に津久井地区の農地利用最適化推進委員連絡会地区部会を行いまして、12日は農業委員9名、農地利用最適化推進委員8名、15日は農業委員6名、農地利用最適化推進委員11名が出席しております。内容につきましては、令和8年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答についてほかでございます。

12月18日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

12月9日、農地再生モデル事業を行いまして、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、津久井在来大豆の選粒でございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」、日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」を一括して行います。

事務局に報告をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、12月12日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告いたします。別途配付しております報告資料を御覧いただきたいと思っております。

議題（2）につきまして、視察の趣旨や当市への生かし方などをしっかりと踏まえた上で実施すべきであるとの意見がありました。

また、議題（3）については、今年度、不耕作緑または不耕作黄区分であった農地の情報を共有するとともに、ヒアリング調査を実施する農地の候補地について話し合い、担当区域ごとに対象とする農地を選定いたしました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

引き続きまして、12月15日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告いたします。

議題（3）につきましては、今年度、不耕作緑または不耕作黄区分であった農地の情報を共有するとともに、ヒアリング調査を実施する農地の候補地について話し合い、担当区域ごとに対象とする農地を選定いたしました。

また、報告案件（1）については、参加者が少なかったため、次回は出席いただきたいという意見がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第52号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-5は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号4-5は、申請人が所有する大野台3丁目の農地、1筆763㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運送業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、周囲をブロック2段積み、車両出入口側に単管パイプ柵を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は許可不要となる鉄塔敷が一部含まれますが、駐車場に転用後、筆全体として雑種地への地目変更登記が可能なことを登記所に確認済みとなっております。申請地は青葉公園の南西約340mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんに、過日、現地調査をしていただきました。

中央区・南区担当、高橋三行委員に、補足説明、御意見等を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

15番（高橋委員）

12月20日に現地調査に行ってまいりました。スライドを見ますと、一番奥に通信の施設がございます。周りは、北側がゴルフ場、右側が会社、左側が駐車場であります。この場所は、資材置場等で問題となる隣接農地の日当たりを考えますと、元々東側に2階建ての会社の建物がありまして、あまり日が当たらないところで、駐車場にすることは妥当かなと考えました。御審議よろしくお願いたします。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

5番（藤村委員）

結論は全く問題ないですけど、事務局の説明の中で「雑種地への地目変更登記が可能」という単語が出てきました。最初から雑種地にしてしまえば、将来的に農業委員会とも縁が切れるし、そちらのほうが便利ではないかと思えます。

事務局（武信総括副主幹）

電子通信事業者が所有権移転をする場合につきましては、求積した後に分筆をしまして、その部分を先に地目変更しておくんですけども、こちらの場所につきましては、土地所有者が所有したまま、賃借料を払って鉄塔を建てているものですから、地目変更登記まではしていない状態になっておりましたので、今回、筆全体に転用許可を出すことによって、造成後に雑種地に変えるということになります。

5番（藤村委員）

分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案第52号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第53号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1043は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号5-1043は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、1筆174㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産及び建設業を営んでおり、自然豊富な地域で子育てや高齢者のゆとりある生活には良好な環境であり、公共施設も近く、生活する上での立地条件がよいことから、1区画の宅地として販売するための転用です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側は既設のコンクリートブロック積みを利用し、東側、南側、西側は車両等出入口を除き、コンクリートブロック2段積みを設置する計画です。雨水につきましては、土のままの状態で敷地内浸透とする計画です。申請地は串川保育園の北東約400mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、津久井地区、菊地原靖委員に、現地調査へ行っていただきました。補足説明並びに意見がありましたら、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

12月19日に奈良推進委員と一緒に現地を調査してまいりました。地図で見ると分かるように、串川の地域センターを上っていった道路に面している土地です。既に北と南は住宅が建っていて、西は自家用野菜などを作っている畑です。申請地はしばらく作付されていないような状況ですが、土地の区画もはっきりしておりますので、転用は問題ないかと思われまます。

以上です。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきたいと思います。

議案第53号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第54号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第54号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第54号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-1036から7-1037は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和7年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となります。

それでは、津久井事務所管内の2件について説明いたします。

整理番号7-1036は、経営規模拡大のため、新規に貸借の権利を設定するものです。案内図は6ページを御覧ください。契約期間は3年11か月で、件数は1件、6筆面積は3,199㎡です。

続きまして、整理番号7-1037は、引き続き、貸借の権利を設定するもので、契約期間は3年11か月、件数は1件、1筆面積は1,624㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第54号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第54号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第55号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第55号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第55号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-1及び7-1001から7-1003は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第19条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年12月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出す権利を設定するため、市長が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、求めに応じ、意見をします。

本庁管内の1件について説明いたします。

整理番号7-1は、期間満了に伴う更新のため、貸借の権利を設定するもので、合計1件、1筆2,272㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の3件について説明いたします。

整理番号7-1001から7-1003は、期間満了に伴う更新のため、貸借の権利を設定するもので、合計3件、3筆2,741㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番（高橋委員）

先ほどの農業会議を通したけれども、これは個人的にやるということではないですか。農業会議を通すように進めたりはしないんですか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましても農業会議は通す形になりまして、一般法人の認定につきましても農政課が行っておりますので、こちらは市町村の提案方式という形で、今日、総会で認定されたものを、意見を付して、機構へ出すという流れになります。

15番（高橋委員）

ありがとうございます。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

議長（阿部会長）

この辺が、いろいろやり方が変わってきたところで、期間も余計にかかるようになり、複雑になってきてしまいました。中間管理機構そのものの役割についてということも含めて、いろいろな面で不都合も生じてきているところがございます。期間が1か月で済むものが2か月、3か月たってしまうとか、ちょっと不便も感じているところはありませんけど、こういう方向でやるということになっております。了承するしかないなので、よろしくをお願いします。

事務局、何か補足はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

大丈夫です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第55号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第55号については、原案のとおり決定いたしました。

従事させる職員の併任等に関する規程について

議長（阿部会長）

続きます。日程 8 議案第 5 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、9 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 5 6 号 相模原市農業委員会事務局における総務事務に従事させる職員の併任等に関する規程について。相模原市農業委員会事務局における総務事務に従事させる職員の併任等に関する規程を制定する。令和 7 年 1 2 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10 ページから 11 ページを御覧ください。

この議案は、農業委員会事務局における職員の給与の計算その他の総務事務に関する事務を効率的に執行するため、市長の事務部局の職員を農業委員会事務局の職員へ併任させること及び併任した職員の専決事項等について所要の定めをするものです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 6 番（加藤委員）

市長の事務部局の総務局の職員を農業委員会事務局の職員に併任で任命するということですか。

事務局（清水総括副主幹）

おっしゃるとおりでございます。農業委員会事務局は市長の事務部局から独立した組織、執行機関という位置づけでございますので、基本的には、給与の計算等の総務事務についても農業委員会事務局の中で完結するのが本来ですが、事務の効率性という観点から、市長の事務部局の職員を農業委員会事務局の職員として併任し、各執行機関等の職員を含む全ての職員の給与計算等の総務事務を一括して執行するために、この規程を設けるものでございます。

1 6 番（加藤委員）

将来的に、総務事務を外部委託する等の予定はあるのか。

事務局（清水総括副主幹）

総務局において集約して執行する総務事務を今後、外部委託していく予定です。

議長（阿部会長）

加藤委員、よろしいですか。

1 6 番（加藤委員）

はい。

1 5 番（高橋委員）

農業委員会事務局の職員が1人減るということですか。

事務局（清水総括副主幹）

今までどおり、農業委員会事務局の職員の定数の変更等はありません。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第56号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第56号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第53号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程10 報告第54号 農地所有適格法人の報告について

日程11 報告第55号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程12 報告第56号 農地造成工事の施工承認について

日程13 報告第57号 非農地証明書の発行について

日程14 報告第58号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程15 報告第59号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ありません。

議長（阿部会長）

それでは、委員の皆様から、御発言があればお願いします。

5番（藤村委員）

27ページの報告案件で、造成工事で田んぼを畑にするということですが、周辺の状況とか含めて、例えば田んぼの真ん中に畑が一つぽつんとできて周りが困ったとか、田んぼの場合、そういうことがあると思いますが、水利の関係とかは大丈夫でしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては、隣接する農地は既に農地造成をされた畑になっておりまして、その畑と同じ高さで田んぼから畑耕作に農地造成をするという造成になっております。水路につきましては、上田名耕地組合というところが水門の水量管理をしているんですが、田んぼから畑に変更した場合については、管理費はそこで徴収しなくなると聞いて

おります。

以上です。

5番（藤村委員）

要するに、周りに影響は与えないと。

事務局（武信総括副主幹）

周りに影響は全くない場所になっております。

議長（阿部会長）

ほかに御発言ございませんか。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程9報告第53号から日程15報告第59号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第11回総会は、令和8年1月30日金曜日午後1時30分から、開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第10回総会を終了いたします。